

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月10日

香川県公安委員会委員長 泉 雅 文

香川県公安委員会規則第10号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>第22条 削除</p> <p>別表第1の3（第13条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="188 1189 1081 1388"><thead><tr><th>路線名</th><th>区 間</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>一般国道11号大内白鳥バイパス</td><td>東かがわ市白鳥字田中426番1地先から東かがわ市中山8番2地先まで</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	路線名	区 間	略		一般国道11号大内白鳥バイパス	東かがわ市白鳥字田中426番1地先から東かがわ市中山8番2地先まで	略		<p><u>（安全運転管理者証又は副安全運転管理者証の交付等）</u></p> <p>第22条 公安委員会は、前条第1項に規定する選任の届出があった場合において、当該届出に係る安全運転管理者等が施行規則第9条の9第1項又は第2項に規定する要件を備えているときは、別記様式第20号の安全運転管理者証又は副安全運転管理者証（以下「管理者証」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 <u>管理者証の交付を受けた者は、当該管理者証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに、別記様式第21号の再交付申請書を前条第1項の警察署長を経由して、公安委員会に提出し、管理者証の再交付を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>管理者証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、当該管理者証（第2号に該当するときは、発見し、又は回復した管理者証）を前条第1項の警察署長を経由して、公安委員会に返納しなければならない。</u></p> <p><u>（1）安全運転管理者等を解任されたとき。</u></p> <p><u>（2）管理者証の再交付を受けた場合において、亡失した管理者証を発見し、又は回復したとき。</u></p> <p>別表第1の3（第13条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="1178 1189 2072 1388"><thead><tr><th>路線名</th><th>区 間</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>一般国道11号大内白鳥バイパス</td><td>東かがわ市白鳥字田中426番1地先から東かがわ市川東693番1地先まで</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	路線名	区 間	略		一般国道11号大内白鳥バイパス	東かがわ市白鳥字田中426番1地先から東かがわ市川東693番1地先まで	略	
路線名	区 間																
略																	
一般国道11号大内白鳥バイパス	東かがわ市白鳥字田中426番1地先から東かがわ市中山8番2地先まで																
略																	
路線名	区 間																
略																	
一般国道11号大内白鳥バイパス	東かがわ市白鳥字田中426番1地先から東かがわ市川東693番1地先まで																
略																	

(表)

管 理 者 番 号	事 業 所 名

注意事項

- 1 この管理者証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して香川県公安委員会に申請し、再交付を受けること。
- 2 解任されたときは、その日から15日以内に自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して香川県公安委員会に返納すること。
- 3 この管理者証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

第 号

安 全 運 転 管 理 者 証
副 安 全 運 転 管 理 者 証

事業所名
氏 名

道路交通安全法第74条の3の規定による安全運転管理者であることを証する。
副安全運転管理者

年 月 日

香川県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列6番とする。

(裏)

講習受講記録

年 月 日	受 講 内 容	証 明 印

年 月 日	受 講 内 容	証 明 印

別記様式第21号（第22条関係）

安全運転管理者証 再交付申請書 副安全運転管理者証	
年 月 日	
香川県公安委員会 殿	
申請者氏名	
道路交通法施行細則第 22 条第 2 項の規定により安全運転管理者証の再交付を 副安全運転管理者証の再交付を 申請します。	
安全運 転管理 者 等	住 所
	氏 名
	生年月日 年 月 日（ 歳）
自動車 の使用 の本拠	名 称
	位 置
申 請 理 由	

- 備考 1 申請は、再交付を受けようとする本人が行うこと。
 2 不要の文字は、横線で消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則中別表第1の3の改正規定は令和3年12月18日から、その他の改正規定及び次項の規定は令和4年1月1日から施行する。
 （香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正）

- 2 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長
1～29 略					1～29 略				
30 道路交通法（昭和35年法律第105号）	略				30 道路交通法（昭和35年法律第105号）	略			
(1)～(12) 略					(1)～(12) 略				
(13) 道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）	第4条第1項第3号カ～第19条	略			(13) 道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）	第4条第1項第3号カ～第19条	略		
	第21条第2項	略				第21条第2項	略		
	第22条第1項			○		第22条第1項	管理者証の交付		○
	第22条第2項			○		第22条第2項	管理者証の再交付		○
	第22条第3項			○	第22条第3項	管理者証の返納の受理		○	
	第23条第2項	略				第23条第2項	略		
	第24条～第113条 略					第24条～第113条 略			
(14)・(15) 略					(14)・(15) 略				
31～102 略					31～102 略				
備考 略					備考 略				